

第四章 細川忠興・忠利父子の名古屋城石垣普請

後藤 典子

はじめに

この度のシンポジウム「史料が語る 名古屋城石垣普請の現場」では、現在熊本大学で調査中の細川家筆頭家老松井家の文書と、八代市立博物館の報告書の松井文庫の文書、永青文庫細川家の史料から、細川家の名古屋城公儀普請について報告した。細川家の御普請の史料の中から、石垣の切り出しと石垣の構築、その過程での細川忠興・忠利父子の生々しい葛藤に注目し、名古屋城普請に代表される公儀普請の意味について考察した。なお、論文中の史料番号は、八代市立博物館の松井文庫所蔵古文書調査報告書のものは「松」、熊本大学所蔵松井家文書のものは「熊松」で表記する。

一 大名家による石材切り出しの実像

慶長十四年（一六〇九）、徳川家康は正月二十五日に清洲城に入り数日滞在し、名古屋の地を調査させて、城郭経営の指図をする。同年二月二日には、牧助右衛門（長勝）・佐久間河内守（政実）など普請奉行五名が任命され、十一月十六日には、そのうちの牧助右衛門が築城の検地、地割、繩張を始める。そして翌慶長十五年（一六一〇）正月九日から、地割、繩張が本格的に実施されることになったとされる（城戸久著『日本城郭史研究叢書第六卷 名古屋城と天守建築』名著出版、一九八一年）。当時小倉藩主だった細川家では、慶長十五年正月十九日に普請の多く

の侍衆がいっせいに小倉を出船する。【史料二】は、細川家家老衆の三人から、細川家の名古屋城普請奉行の中嶋左近・岡村半右衛門・戸田助左衛門に宛てて出された達書の写である。

【史料二】

覚

一、正月十九日小倉出船、同廿九日伏見御屋敷にて大塚二郎左衛門尉ニあひ候て着到ニ付可申事、

一、伏見・京二五日逗留、二月四日可罷立事、

一、同八日、尾張名古屋へ着候事、

一、尾州小屋廻かこい之事、

一、御普請組合彦六殿・右衛門大夫殿・毛利伊勢守殿相組ニ成候様ニ可仕事、

一、小屋も普請場も組衆を脇ニ置候而御家中衆中ニ在之様ニ可仕事、

一、武具者、弓・鎧・鉄炮斗可被持候事、

一、自身之衆、知音・縁者参会之儀、別紙ニ御帳在之事、

以上、

慶長拾五年
正月十九日

松井佐渡守
康之
在判

沢村大学助
吉重
在判

加々山隼人正
興良
在判

中嶋左近殿
岡村半右衛門殿

戸田助左衛門殿

(熊松四三〇六)

この史料では、正月十九日に小倉を出船して、同二十九日に京都の細川家の伏見屋敷で京都留守居の大塚二郎左衛門のところで出勤簿にサインをすること、伏見・京都に五日間逗留して、二月四日に伏見を立ち同八日に尾張名古屋に着くこと、名古屋の小屋場を囲うこと、御普請組合は、稻葉彦六（典通・豊後白杵）・木下右衛門大夫（延俊・豊後日出）・毛利伊勢守（高政・豊後佐伯）家と相組になるようにすること、小屋も普請場も相組衆を両脇に、中に細川家中が入るようにすること、武具は弓・鎧・鉄炮ばかりを持つこと、名古屋の普請場で知り合い・縁者に面会する時は、別に帳簿をつくること、の八箇条を普請奉行衆に命じている。伏見は当時江戸幕府の上方での拠点であった。細川家でも伏見屋敷を拠点として、京都滯在中に普請道具などを用意したと考えられる。普請組合は、姻戚関係にある稻葉彦六家・木下右衛門大夫家、また仲のいい毛利伊勢守家と組むことや、小屋場も普請場も仲のいい相組を両脇に置くこと、小屋場に囲いを作ることは、普請期間中の他家との喧嘩や衝突を防ぐための安全策である。慶長八年（一六〇三）江戸町普請、慶長十一年（一六〇六）の江戸城石垣普請でも稻葉家・木下家との相組は認められており、幕府側も極力希望を叶えていた。慶長期の公儀普請に関する起請文や定書を通覧すると、他家との喧嘩に関わるものが多い。如何に他家中との衝突に神経をとがらせていていたかを推察させる。

また、同正月十九日付の細川家普請奉行衆に宛てて出された「尾州名古屋御普請中継」写全一四箇条【史料二】の第五条目では、具体的に稻葉家・木下家・毛利家は細川「家中同前」に「覺悟」すべきこと、と規

定してあり、普請組合の三家は、親しいという以上に、同じ家中と考えていた。姻戚関係の稻葉・木下については慶長十一年の江戸城普請（熊松五四九〇）、慶長十三年（一六〇八）の駿府城普請でも「家中同前」の捷書がある（熊松九・一二九）。名古屋城普請の捷書では、もしこの三家が両隣にならなかつたら境目を残し置いて隣の家中には構わざ石垣を築いて後から仕立てること（第一四条）としており、石垣構築より他家中との衝突を未然に防止することが優先されたのである。第五条と一四条を書き抜いておこう。

【史料二】（第五条、第一四条抜粋）

一、与所ニ喧嘩在之共、見物もかたく停止、若相背者、急度可成敗、稻葉彦六殿・木下右衛門大夫殿・毛利伊勢守殿家中申事あらハ、此方家中同前ニ覺悟可仕事、

一、此方之普請場と他所之町場との間ハ稻葉彦六殿・木下右衛門太夫殿・毛利伊勢守殿三人之内を入候様ニ可仕候、万一其分に不成所候者、堺目を残置、他所之者ニ不構様ニ跡ニ可仕立事、

（正月十九日 小笠原民部少輔・長岡内膳正・中嶋左近・岡村半右衛門・戸田助左衛門・藪大隅守宛て、熊松四二〇七）

なお、宛所の中嶋・岡村・戸田が公儀に出る普請奉行、小笠原民部少輔（長元）・長岡内膳（有吉興道）・藪大隅守は細川家の内輪の普請奉行である。

次いで、忠利の家老宛て書状にはこうある。

【史料三】

為 御意書状令披見候、尾州へ来月十日ニ出船可仕由、御普請之御法度之儀、乗而罷上舟之儀、奉得其意候、

(正月二十五日) 細川忠利差出し松井佐渡 (康之)・加々山

隼人（興良）・沢村大学（吉重）宛て、松一六一八

我々事、今日九日至大坂、上着候、次忠興様も去六日二伏見御立被成、尾州へ御下之由二候、定而其元可聞候、為後日可申候、只今伏見へ上候刻二候間、早々申候、

二六四〇)

【史料三】によると、藩主細川忠興の息子忠利は当時江戸に居たが、忠興の御意を請けて、二月十日に江戸を立ち、いつたん京都の伏見に向かい、閏二月九日に大坂に着く。そして、その頃伏見に居た忠興は、忠利と入れ違いに閏二月六日に伏見を立ち、名古屋に向かつた【史料四】。そして、閏二月十日付の忠興書状には、石場に関する記述がみられる。

史料五

一、三十艘之舟出来、十五日二出船之由、尤候事、

上方之樣子、大方伏見カミ申遣候、名古屋ナガシマへ者、未御普請奉行衆

石を出させ申候事、

一、御普請殊外御急ニ付、去年丹波さゝ山の御普請被仕候衆も、不
良ニシテ御普請一皮、即占表、戯ニニシテ、一米袋、二日目同表、

乍去、此方者くつろき申候事、

(後二月一〇日 細川忠興差出し松井佐渡守宛て、松五・三・四)

海津市) という石場にいて、石を出させている」と書いている。

津屋は揖斐川中流の支流津屋川の沿岸で、舟で石を出していたと思われる（図1）。幕府の普請奉行衆が名古屋に到着する以前に細川家では石場を確保し、石を搬出していたのだ。

参考までに、元和期の史料ではあるが、石場の確保の手順の一つの

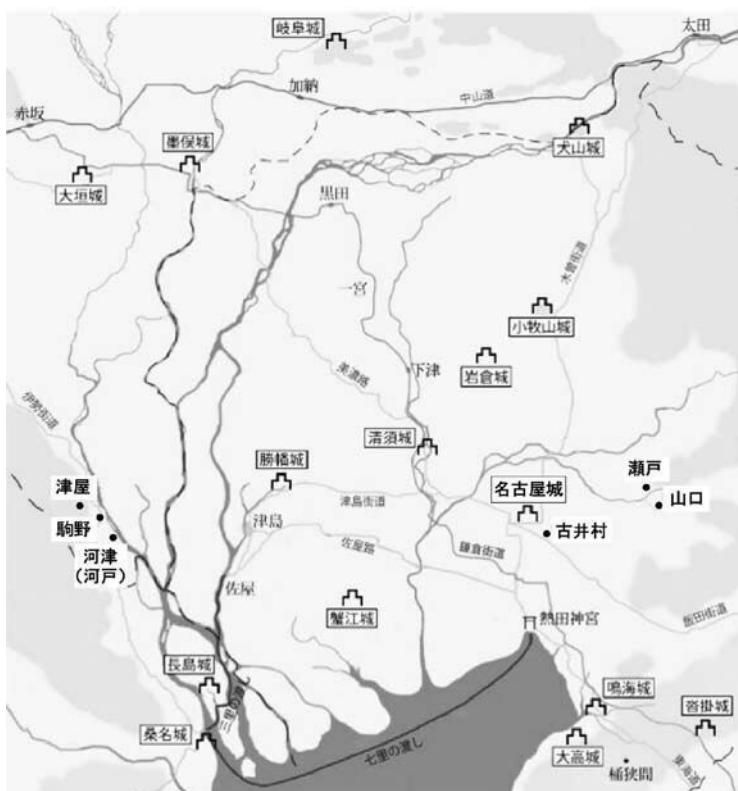


図1 細川家が利用した名古屋城普請の石切場など

例を紹介しておこう。元和六年（一六二〇）の大坂城普請の時の忠利書状の写である。忠利はその中で、買物奉行にこう命じている（熊松六二九八）。

「幕府直轄領の小豆島の石場の場合は、現地で先に買物奉行が売買交渉を済ませて、小豆島の代官小堀遠州から出された大坂町奉行で普請奉行の島田清左衛門宛ての書状を、その時はまだ国から石場に下ってきている道中かもしれない細川家中の普請衆の所に持つて行き、普請衆が直接石場に取り掛かれるようにせよ。小堀からの正式な許可証は後から取つて遣わす。あるいは、淡路島の石場の場合は、これまた先に売買交渉を済ませて、代替わりしたばかりの淡路島の領主阿波徳島藩主松平千松殿（蜂須賀忠英）とやりとりする。そのどちらでも、勝手よい方で命じるようにと普請奉行衆に申し渡すように」。

石の種類・石場の立地・値段などの検討、石あるいは石場の購入は、領主どうしの良好な関係を前提としつつも買物奉行・石奉行に任されている。名古屋城普請でも当然、普請衆本隊が到着する以前に石奉行によつて石場の確保がなされていたはずである。

ちなみに寛永元年（一六二四）の大坂城普請では、その前年、石奉行を派遣し銀子七〇貫目で塩飽・小豆島の石場を切らせていたのだったが（松九・四・一〇・一）、細川家の石場を預つていた小豆島小海村庄屋三右衛門は普請が終わつて翌年、銀子二枚を支給されている（永青文庫「萬覚書」一二・七・九・四）。この庄屋は、その後もずっと細川家の石場を預かっていたが、何年も上方での公儀普請はなく、細川家から放置されていた。そしてとうとう三〇年後の慶安四年（一六五一）、息子の三宅兵右衛門尉が熊本まで銀子の請求にやつてくるのだ。もう忠利も、その息

子の光尚も亡くなつて、孫の綱利の時代だ。恐らくは慌てたであらう細川家の家老衆から路銭として銀子五枚をもらつて、兵右衛門尉は、また今後も石を預かることを誓つている（永青文庫 神雜一・四八・六）。この例のように、石場の確保・維持は現地の庄屋の協力なしでは成り立たなかつた。忠興も元和五年（一六一九）、小豆島の石場確保には「石場近所の百姓に物を遣わして頼み置くよりほかの才覚はあるはずがない」と述べている（松一二五八）。名古屋城普請の石場確保にも現地の百姓・庄屋の協力は不可欠だつただろう。

【史料五】の書状の中で忠興は、「名古屋城の御普請はことのほか急ぐ」とことで、去年丹波篠山城の御普請をした衆も残らず名古屋の御普請を命じられ、その衆は急なことで皆困つてゐるということだが、こちらとしては余裕が出来て助かることだ」と書いてゐる。この時期に、前年、丹波篠山城の普請に従事した福島正則（広島）・池田輝政（播磨姫路）・浅野幸長（紀伊和歌山）・蜂須賀至鎮（阿波徳島）などが急遽追加されたと思われる。

【史料六】

其地之堀此中ハ何もの衆よりすて候おかれ候由ニ候間、如先書申出候、若此比ハ人をもかさミ堀急ニ被申付候而、いか、候は山口へ人を不遣、其ま、堀を可申付候、為其申候・尚々、五日三日山口へ人を遣候とも堀ニおくれ候ましきと被存候ハ、山口へ人を可遣候、其段見はからひ候而可被申付候、宮へ遣人も同前候、

（閏二月十六日 忠興差出し長岡内膳・戸田助左衛門宛て、『綱

考輯録』第二卷・出水叢書 四五三頁）

この閏二月十六日の書状【史料六】では、「名古屋の堀はこれまでど

この家中からも放置されていると聞いて人を出していたが、もし今、人夫を多く出して堀の普請を急ぐなら、山口（瀬戸市）の石場に人を遣らずにそのまま名古屋の堀普請を命じるように。三日か五日は山口に人夫を遣つても堀に遅れないと思えば、山口の石出しに人夫を遣るように。宮（熱田）についてもそのようにせよ」と、名古屋堀の土木工事と、山口での石出し、熱田を経由した石の搬入作業について、人員の調整を計るようにと、長岡内膳と戸田助左衛門に命じている。そして、その三日後の閏二月十九日の書状にはこうある。

【史料七】

態可申処ニ（戸田）助左衛門をさし越候間申遣候、其方ハ其ま、山口江居候て石をいたさずへく候、なこや堀へハ此地ニ在之普請之者を、一二三日中ニ隙明候間、さし可遣候、得其意、瀬戸山口之間、見はからひ無油断様ニ可申付儀肝要候、此よし内記ニも申候而、急ニ石出シ・石わりの事いそくへく候、不及申あまり急ニ申付候ハ、人の走事も可在之間、さやうのかけん可有分別候、：此地の石場にてハ能わりいしハ無之候間、其地之石之わり様、角石同地いしも石つらよき様ニ可申付候、其うち角石多出来候様ニ可申付候儀肝要候、内記其地ニ居候、其方見はからひふしん可申付候、（坂崎）半兵衛ハなこやへ出候而助左衛門ハ一所ニい候へと可被申付候、

（閏二月十九日 忠興差出し長岡内膳宛て、『綿考輯録』第一巻・

出水叢書 四五四頁）

長岡内膳に宛てて、「名古屋堀には、津屋で石出し普請をしている者を差し遣わすので、そのまま山口の石場で石を出させるように」と命じ、また、「瀬戸・山口の間で検討して油断なく石出しをさせることが大事だ。

このことは息子の忠利（内記）にも伝えて、石出し・石割りを急ぐよう。しかし、言うまでもなくあまり急いで人夫が逃亡することもあるので、その加減を分別せよ。津屋にはよい割り石はないので、山口で石の割り様、角石の石の面がよい様に切り出すよう命じよ。角石が多く出来るように命じることが肝要だ。忠利が山口にいるので、相談して命じるように」と、山口の石場での石出しについて細かく指示をしている。忠興は、その後自らも山口の石場に足を運んで、忠利に後を任せて、三河の田原に鹿狩りに来た將軍徳川秀忠にお目見えした後、帰国の途につくが（史料五）、閏二月二十二日付の書状では、忠利にこう伝えている。

【史料八】

一、山口ノ帰ニ、石数之書付披見候事、

一、昨日廿一日大雨ふり候故、石出・石ほりはか不行ニ付、ふしんの者あげ候て、其やすミの分程名古屋ニテ五郎太をあげ候様ニ被申付之由、以後ハ無用に候、長ぶしんたるへく候間、可被得其意候事、

一、（松山）兵左衛門尉・（住江）小右衛門尉内一人、其地ニ被居候間奉行ニ可被申付由、（沢村）大学を以申越候つる、弥其分可然事、一、其方もの毎日兩人つゝ出候て、石数付させ候由候、同者其兩人を人の由断不仕目付ニ可被申付事、

一、せと・山口の石場、やかて惣やうのわりニ成可申候間、其已前ニ石かす多出来候様ニ可被申付候、山出ニ成候てから者、人をもくわへいたさせ可申事、

一、よその丁場ニ大角在之由候、我々所ニ者入不申候、只よきころ

に可被申付事、

一、（岡村）半右衛門尉、やかて其地へ相越候間、条々申含候事、
(後二月二十二日 忠興差出し忠利宛て、永青文庫 天印四番六)

山口からの帰りに石数の報告書に目を通したこと、前日の閏二月

二十一日は大雨が降つたため石出し・石掘りの衆は休みにして、休んだ
分名古屋で五郎太石（小さい丸い石）を搬入させるとの報告に、名古屋
城普請は長丁場になるから今後はそれは無用とした。そして、忠利の家
臣が毎日二人ずつ出て石数を調査するという報告を請けて、その者たち
に普請の者の監視をさせるよう命じ、「瀬戸と山口の石場はやがて幕府

によりほかの大名家との惣割にされるから、その前に石を多く切り出し、
石出しには人数を増やすように。ほかの丁場には大角石があるとのこと
だ。うちの丁場にはないけれども、いい頃を見計らつて大角石を申し付
けるように」と命じた。その上で「やがて普請奉行の岡村半右衛門が名
古屋に到着するだろうから、条々岡村に申し含めているのでそれに従う
ように」と締めくくつている。忠興の普請奉行三人の中でも、この岡村
半右衛門は、こうして忠興の特命をうけた奉行であった。

また、忠興は帰りに京都の伏見に寄つてゐるが、その道中で名古屋の
普請に向かう池田輝政・福島正則・浅野幸長・阿波徳島の蜂須賀至鎮な
どの家中の衆と行き違う。いずれも急遽、名古屋城普請を命じられた家
中である。忠興は忠利に次のように書いてゐる。

【史料九】

一、令上洛候道中にて、羽三左（池田輝政）・羽左太（福島正則）・

浅紀州（浅野幸長）・蜂阿州（蜂須賀至鎮）などの人数二行違申
候、何も家中之衆、我々へ之懲勸さ、無申計儀ニ候、就其、我々

者、対諸大名、忽可爲無礼候、右之衆之外も、奉行衆対大名衆へ
無礼ニ無之様ニ、堅可被申触候、横目をも被置候て、無礼之者在
之ハ、急度可被申付候、但、成敗ハ不被仕、押籠候て此方へ可被
申越候事、

一、加藤肥後（清正）・黒田筑前（長政）儀者、各別之儀ニ候間、
得其意可被申付候、但、両人家中者も、対其方候てのさはき可在
之候間、其所被見合差引可被申付候、彼家中之者対其方へ無礼之
時、此方之者対兩人ニ懲勸ニ仕候共、可爲曲事候、此あぢ分別肝
要候事、

一、右之条々、一度被申触候分にてハ成ましく候、切々可被申触候、
岡村半右衛門・中嶋左近・戸田助左衛門ニも、此書中みせらるへ
く候、…御普請之儀ハ、有無ニ被申越間敷候、

（三月二十三日 忠興差出し忠利宛て、永青文庫 無印三番二）

「どの家中の者も、自分に対しその懲勸さ、礼儀正しさは言葉にで
きないほどだった。細川の家臣たちは諸大名に対しおち無礼を働くこ
とであろう。どの大名衆に対しても無礼にならないように家中を統制せ
よ。横目など監視役をも置いて、無礼な者は成敗はせずに、籠に入れて
自分に報告せよ。加藤清正・黒田長政の所は格別なので、そこは考慮せ
よ。しかし、向こうがその方に対し無礼な時に、家中の者が向こうに
対して懲勸にすることはならない。これらることは、一度触れただけで
はだめだ。常々申し触れるように。三人の普請奉行衆にもこの状を見せ
て徹底せよ」。

普請現場での大名どうしの関係に細心の注意を払うよう命じてゐる。
「加藤と黒田の家中は格別」で、衝突が生じやすいため、特に注意を払

わなければならぬ相手であった。忠興は普請奉行の三人にもこの状を見せて徹底するよう促している。そして氣掛かりなのは、こう伝えた上で忠興が忠利に、「御普請之儀ハ、有無ニ被申越間敷候」、つまり、「御普請のことはむやみに報告してくるな」と書いていることである。自分の替わりに現場に残した忠利に、普請の指図の一切を任せることの態度だつた。

その忠利は三月二十二日の書状で、石について国元の家老衆に次のよう報告している。

【史料一〇】

一、こゝ下々迄、御法度もちがい不申、無事ニ候事、

一、御普請のいり、別しひ書付候て進之候、忠興様へハ被申上ましく候、かたく普しんの儀申上ましき由、被仰越候、ミな／＼へ□

□度候ハんと如此候事、

一、後ニくハはり候中国・四国・きの国衆ハ、丹波さゝ山ノふしん仕候間、今度之御ふしんハ、本丸ハ不残九州・北国・ミの衆仕候、二ノ丸ハ後跡之衆ともニいりニ仕候事、

一、御手前へ千つほほとかゝり申候、石数一つほニ六あてにて、六千少よ入申候、うち四千二三百はや石御入候、残而千九百計ハ來月十日比ハ半分ハ出来可申候、其跡ハ一山石切ニかけ候て、残ハ山石車にて石なこやへ出し申候、御本丸御天主の分ハ、四月十日ノうちニ五郎太も石もよせ切申候、ね石ハ五月一日と被仰出候間、何も手つかへ申事無之候、可心安候、石大ニきらせ候様ニと被仰出候、よそノハちいさく仕候ニ、いかゝと思候へハ、御本丸天主ノ石大ニと奉行衆被申候故、被仰出候事、あい申候て、まん

そく申事ニ候、よそノハミなちいさく石切候て、只々ニ成候て、よき石無之、めいわく申候、少もおくれ申事ハ候ましく候、日用之銀子以下たくさんニ御残被成候へとも、何とそ入不申様ニとたんかう申事ニ候…尚／＼、何もかもたくさんニふしんばへうりニ参候故、下々とりくひ候て不成、はしり申候よし申候、被仰出候事とも、相ちかひ不申候様ニ仕候て、罷帰けさんニ可入候…大かくへ申候、かうつの石も二千ハやくニ立可申候、もし又、めどひなど候ハゝゝ不残やくニ立可申候、

(三月二十二日 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学宛て、松一六〇七)

「名古屋では家臣たちの下々まで、御法度にも背かず無事に進んでいる。後から加わった大名衆は、丹波篠山普請をした衆なので、今度の御普請は、本丸は残らず九州・北国・美濃衆で担当し、二の丸は後からの衆が入る。細川家中の役は一〇〇〇坪ほどで石数六〇〇〇余。うち四二〇〇から四三〇〇はすでに丁場にいれた。残りの一九〇〇ばかりは、来四月十日頃には半分はそろう。その後は一山石切りにかけて車で名古屋に搬出。御本丸御天守の分は、四月十日のうちに五郎太石もそろえ終わる。根石始めは五月一日と、幕府の御奉行衆から仰せ出されたのには何の支障もないで、安心せよ。石は大きく切るよう仰せ出された。余所のは小さく切つていたので如何なものかと思っていた。御本丸天守の石は大きくと奉行衆が仰せ出されて満足である。余所のは皆小さく石を切つていて、無駄になつて、よい石はなく困つてゐる」。

このように名古屋城本丸の石垣の石は大きくと、幕府側から命じられている。もつと時代が下るとあまり大きな石はいらないと、時代によつ

て石の加工の技術の発達によつて、変わつてくるのである。また、忠利は、忠興様が普請に遅れないように日雇いを雇うための銀子をたくさん残し置いてくれたが、何とかそれを使わないで済ませたいと奉行たちと談合していたのだ。また、この書状で忠利は、普請場にはたくさんの商人が出入りしていて下々が先を争うように買いあさつている様子なので、何とか御法度に背く事件を起させず、普請が終わつて帰国して忠興様にお目に掛かりたいと家老衆に書いている。忠興に替わつて普請の采配を預かる身として、無事に役目を果たして父に認めてもらいたかったのだろう。次に示すのは忠利の苦心ぶりを示す書状である。

【史料一二】

一、其元江石之出様角石のわれ候事、一たん成書状之ていにて候事、一、弥来月一日迄と心えられ候様ニと夜前奉行共申候、我々さん用しらず候故か、其分にてハ石御やく儀ニたり申ましく候と思候、其しさいハかうづより来候石、中々やくニ立申事ハまれにて候、本丸ニハねんもなく候、うへ江成候ハ、つき可申候へ共、野つらがましにて候、見られ不申候事、

一、人のあまり候事、奉行かたへ申遣候間、さためて車ニかけ可申候、其段は奉行より可申候、尚々山口いて候の事、念を入候へハ、又人をくわへられ候よし、尤ニ候、左様なく候ハ、百姓き、申ましく候、いそかしく候て、書状之一封うけてハ不申候、何れもかつてん旨に候、人のあまり候事ハ奉行かたへ申遣候、

(三月二十七日 忠利差出し長岡内膳宛て、『綿考輯錄』第四卷・

出水叢書二二頁)

この三月二十七日付忠利書状によると、四月一日までに石を調べる心

つもりでと家中の普請奉行たちが忠利に報告してくる。ところが忠利は、自分は石の算用に詳しくないけれども、と断つた上で「河戸（かうづ）から来た石が役に立たないと思う。本丸には使える可能性さえない。野づら石（自然の石）の方がまだましだ」と、三月二十二日【史料一〇】の段階では「二〇〇〇は役に立つ。目土居石垣を命じられたら残らず役に立つ」と言つていた河戸の石が全く使えないことを伝え、このままでは石が足りないと不安を口にしている。そして、山口での石出しに人を増やしたという長岡内膳からの報告を「そうしなければ、石出しに動員した百姓たちが納得しないだろう」と、了承する。適した山口の石の車出しに総力を挙げることになったのだ。

このように、石材の質や大きさは石切場によつて異なり、さらに石の切り方は、幕府からの求めに応じて変化した。大名たちは、これに対しうまくから経験をもとに対応せざるを得なかつた。そして細川家でも、父の忠興の経験が普請奉行や重臣を通じて後継者の忠利に伝授されているのである。

二 忠利による普請奉行手討ち事件

四月十三日付の忠興の家老松井康之宛て書状【史料一二】によると、二番丁場の御舟入（入江）が浅いので、以前掘つた衆が残らず出て、百姓の夫役を国元から差し上せて掘るようとの幕府の命令が出ている。

【史料一二】

一、尾州なこや二番町場之御舟入、あさき由被 仰出、前かとほり候衆、不残人數千石夫にて差上、ほりたて可申候旨、御意ニ候、我々手前三百人にて候へ共、つゆにむかひ候間、無人ニ候者、日

用をやとひて銀子入可申候間、五百人可差上候、但有人之分にて候、食たき已下者此外たるへき事、

一、上候時分者、惣様聞合、重而跡カ可申遣候間、此状參着次第二用意候て、一左右次第二のほり候やうに可相待事、

一、前の手前カをほり候へと、被仰出間、戸田助左衛門尉上候ハすハ、所已下しけ申間敷候条、惣様召連可上候由、可被申付候事、一、完甘太郎兵衛・高田九郎右衛門尉・井門亀右衛門尉、此三人之内くじ取候て、一人助左衛門ニ差添のほせ可被申事、

一、家中之者共為奉行、慥成もの一人つ、差添、のほせ可申之由、可被申付候事、

一、返々、有人五百人之都合、一人も無相違候様ニ急度可被申付候、尚、大学可申候、

(四月十三日) 忠興差出し松井佐渡守宛て、松一・一八・一)

忠興は、「細川家の役高では三〇〇人出せばいいのだけれども、梅雨に入るのでは普請を急がなければならぬ」ということで、銀子で日用(日雇い)を雇い、都合五〇〇人を差し上せよと命じている。公儀普請には人夫だけでなく多くの飯炊きの者などが国元から上るが、ここでは人夫とわざわざ限定しているのである。そして名古屋堀は、以前掘つたところの手前を掘るようとの幕府からの指示があり、普請奉行の戸田助左衛門が付いていないと担当の掘り場が分からぬので、すぐに助左衛門に普請衆を召し連れ名古屋に上るよう命じた。そして、何度も公儀普請を手掛けってきた完甘・高田・井門の内から鬱で一人を選び助左衛門に添えるようとに、念を入れた。「返す返すも一人も間違ひなく必ず命じよ」と忠興は厳しく命じているが、一国の太守として普請に遅れることは外

聞が悪く何よりも許されないことだつた。しかしながら、この急な日雇いの費用が当初の予算を大きく超える出費の一因となつたのであつた。忠利の何とか日雇いの銀子を残したいとの願いは無念にも崩れ去つた。

【史料一三】

一、爰元御普請、忠興様被成御座候時ニ、三増倍ニ成申候事、

一、忠興様此地ニ御座被成候時、御普請之儀申上間敷候由、我等かたへ被仰置候、其後、上方よりも有無ニ申上ましき田、御書ニ候、奉得其意候由、御請申上候事、

一、三人奉行かたカ銀子取ニ進上申候、此儀ハ前かどの少々当前にても入候ハ、可申上之由、被仰置候、其上過分之当前にて候故、申上候由ニ候、尤と申候、其銀子之入候事、いか様之様子にて入候事、皆も其地にて合点參間敷候間、為其、普請之当前・絵図・石之つもり、各迄申遣候由、三人之奉行申候、銀子取ニ下候上ハ、

左様ニなく候者、其元ニ而合点參ましく候間、尤と申候、必々御普請之儀被申上間敷候、銀子御下シなく候へハ御普請不成はずと三人申候間、彼の所其心得あるへく候、以来何とて是程をくれ候ハ、申上候ハん哉と可被仰越と存候へとも、前かとより普請之儀有無ニ申上間敷候由、被仰出候間、不申上候事、

一、委細爰元之様子ハ吉田茂左衛門可申候間、不具候、

(四月十九日) 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学宛て、松一四九六)

この忠利の四月十九日付の書状は、すでに石を調達する時点で普請の費用が当初よりも膨れ上がりついたため追加資金の調達を求めて使者吉田茂左衛門を遣わし、普請の現状・絵図・石の積りを添付して国元の家

老衆に書き送つたものだ。その中で次のように述べている。

「普請奉行たちの報告によれば、普請費用は忠興様が見分された時の三倍になつてゐる、とのことだ。限度を超えた入用なのでその方たちも合点がいかないだろう。銀子を御下しなければ普請は出来ないと普請奉行たちが言つてゐるので、その旨承知してくれ。忠興様が名古屋にいらつしやる時も、また上方からも、普請のことは決して自分に報告しないようと言ひ置かれたので私もそれを了承したのだ。この件は決して忠興様に報告しないよう。忠興様は、今後どうしてこれ程の銀子を出すのに自分に知らせないのだ、とおっしゃるだろうが、以前から普請のことはいつさい報告しないようにとの仰せなので、申し上げないので」。

ところが、この資金催促の、決して忠興様には見せないようにと家老へ書き送つた書状が、忠興への御見舞いの飛脚で一緒に送られてしまつたため、なんと大坂でその書状を忠興が見てしまつたのだ。取り次ぐはずの家老沢村大学が他出していたための不運だつた。忠興は腹を立て、見舞いの書状の方は見ず、忠利に返してしまつた。次に示す史料である。

【史料一四】

一、去月廿二日ニ 忠興様爲御見廻、飛脚進上申候處、でんぱう（伝法）迄参着申候、其飛脚ニ此方御普請之様子、松井・隼人・大学被聞度候ハんと思、普請当前一書にて申越候處、其三人へ進之候書状一書迄を 忠興様直ニ被成、御覽、御腹立被成、御見廻の書状も不被成御覽、此方へ御返し被成候、御尤存候、惣別、御普請之儀、いか様之儀候共、申上間敷候由、堅被仰置候間、其覚悟ニ候而、忠興様へ上候書状ニハ何事も普請之儀、少も書不申候、其上、其刻、両三人への書状ニ堅御普請之儀、被申上間敷候由、書

申候、定而可有披見候、状ハ、大学所ニとまり、一書ハ此方へ帰し、被仰置候儀、相違候様ニ可被思召^与迷惑申候、委細其時之様子大学可存候、大学も御使ニ参、誰そ別の者取次候と聞え候、大學居候ハ、か様ニ有之ましく候、一入迷惑申候事、

一、其刻御返し被成候我々書状、両三人迄見せ申候、如此ニ各よりの御言伝爲可申と御見廻一篇の書状に候、此書状之内之御言伝共、か様ニ被申上候而可然候ハ、可被申上候事、

一、將軍様、田原御狩被成候刻、御目廻ニ使者を進上申候節、鶴殿兵庫殿以御取成、今度御普請上り候ハ、我々を御目見ニ下シ被申度様ニ、忠興様被思召候、其上、内記もさ様ニ存候と、兵庫殿被仰上候ヘハ、普請旁無用との御詫ニ而候キ、兵庫殿被申様ニ、主かたより申遣候よりも、同者此御詫御内書ニ、其御文駄可被仰遣哉と被申上候ヘハ、如此之御内書被成下候、御普請上りニ、各御見廻ニ可被罷下様ニ相聞え候へとも、右之通ニ候間、我々ハ、罷下ニ及ましきかと存候、為其御内書各まで見せ申候、御次も候ハ、可被申上候事、

一、大学へ申候、大塚二郎左衛門かたより、右之我々進上申候書状返し申候時、惣別、書状進上申ましき由被仰候由、我々使口上ニ申越候、其分候哉、但使聞そこない候哉、旁迷惑不遇之候事、
(四月二十七日 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学
宛て、松一六八五)

「忠利からの書状はいつさい上げるな」との忠興の御意を使者から聞いて、「本当か。聞き違えたのではないか」と戸惑う忠利だった。

そんな親子の緊張関係の中で、忠利が、普請三奉行の内の一人、忠興

特命の岡村半右衛門を五月十三日に成敗してしまったという事件が起きた。さすがに動搖した忠利は直後に家老衆に宛てて忠興への取り成しを頼む自筆の書状を持たせた使者を派遣し、さらに翌五月十四日、事件の具体的な状況・証人を明記した七箇条の証明書を三人の家老衆に送り、忠興への取り成しを重ねて頼んでいる【史料一五】(図2)。

【史料一五】

岡村半右衛門尉事

一、山口にて普請之割符同被仰付候、車道之松切候而石出可申と申候時、主我等ニたいし申分其所ニ一度ハ(長岡)内膳・(戸田)助左衛門尉、一度ハ(魚住)市正・内膳居申候事、

一、牧助右衛門尉殿へ我々と阿波守殿・毛利伊勢守殿同道申、駿河へ被参候暇請ニ参候之時、無礼之事何も供之小性共可存候、其後(住江)小右衛門尉を使ニ仕申聞候間、小右衛門尉可存候事、

一、河津(戸田)へ我々着候時、慮外之仕合、中嶋左近、其外二三人居申候、失念申候、我々供ニ参候小性共ハ不残見申候事、

一、万我等前にて御普請之儀談合ニ参候刻、主申やう何も可為迷惑候、我等ハ不及申候事、

一、古井村にての普請之談合之時、不聞申様、木下右衛門尉殿も御座候、内膳・市正・左近・助左衛門尉・(敷)大隅居申候事、

一、五月十一日ニ御法度そむき候囚人切候之時、名古屋御小屋場にて人の出入、我々を留談合申候時之申様、誠傍輩にても堪忍不成申様にて候、近所ニ内膳・大隅・市正・左近・助左衛門尉居申候、此外ハ少間ををき何も居申候事、

一、右之分ハ御為と存、其上如此御奉行ニ被仰付候故、堪忍いたし

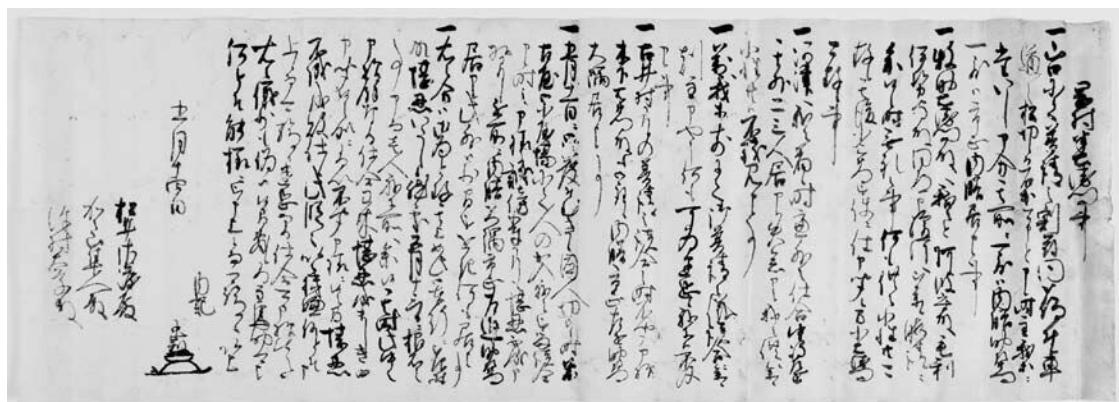


図2 岡村半右衛門尉事 熊本大学蔵

候、然處五月十三日ニ根石之事申而、壱人我等所へ参候、其時此中之申様、余なる仕合、已來堪忍成ましき由申聞候之處ニ、尚以不聞申様ニ候之間、堪忍不成敗仕候、此段々以御機嫌、何とそ申上候而可給候、迷惑なる仕合可申様無之候、右之儀少も偽ハ候間敷候、尚(加々山)主馬助可申候、何とそ能様ニ被申上候而可給候、以上、

(五月十四日 忠利差出

し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学宛て、熊

松四三五)

これは、二〇二一年に西の丸御蔵城宝館開館記念特別展「名古屋城誕生!」で展示された史料だが、一条ずつ現代語訳してみよう。

一、山口の石切場で場所を幕府から割り当てられ、車道の松を切って石出しをしよ

うという時の半右衛門の私に對しての申し分。一度はそこに長岡内膳と戸田助左衛門、一度は魚住市正・長岡内膳がいた。

一、幕府の御普請奉行牧助右衛門殿の所へ、私と蜂須賀至鎮殿・毛利高政殿（豊後佐伯）が一緒に、牧殿が駿河へ参られるというのをご挨拶に伺つた時に、半右衛門が無礼を働いたことは、いずれも供の小姓衆が知つてゐる。その後、住江小右衛門を使ひにして半右衛門に説諭したので、小右衛門が知つてゐる。

一、河戸（かうづ）へ私が着いた時、思いも掛けないことがあつた。中嶋左近その外二、三人いたが忘れてしまつた。けれども、私の供の小姓共が残らず見ていた。

一、私の前に御普請の談合に参つた時はいつも、半右衛門のものの言い方はいずれも不快で、言葉にできない。

一、古井村での普請の談合の時、言うことを聞かない様子の時は、木下延俊殿もいらつしやつた。長岡内膳・魚住市正・中嶋左近・戸田助左衛門・藪大隅もその場にいた。

一、五月十一日に御普請場の御法度に背いた囚人を誅伐する時、名古屋の御小屋場で、人の出入、私を留めて談合した時のものいゝ様は、誠に傍輩、仲間うちであつても我慢ならないような申し様だつた。そばに長岡内膳・藪大隅・魚住市正・中嶋左近・戸田助左衛門がいた。このほかの者たちは皆少し離れた所にいた。

一、以上のことは、御家の為と思い、その上、忠興様が御普請奉行に命じられた者であるから我慢してきた。ところが、五月十三日に根石のことだと言つて一人私の所へ來た、その時のもののいい様、余りのことに、以後とても我慢ならないと半右衛門に説諭し

ても、なおも聞かない申し様だつたので、とうとう我慢できずに成敗した。これらの事情を、忠興様のご機嫌のいい時にどうか申し上げて下さるよう。不快なこと言葉に表しようもない。以上のこととは少しも偽りはない。使いの加々山主馬助が口上で申すのことは、何とぞ、よきように忠興様に申し上げてくれ。

このように忠利は、忠興の信任厚い特使岡村半右衛門の自分に對する所行を一つ一つ、証人となる者たちの名前を示して書き上げながら、半右衛門を成敗したことを忠興に取り成してくれよう、家老たちに頼んだのだった。細川家の公式家譜『綱考輯録』によると、成敗したのは、「石取場かうつま駒野」（第四巻・出水叢書二二頁）だということである。

慶長九年に細川家の跡取りとなつた忠利は、この名古屋城普請より前の慶長十一年（一六〇六）、江戸城石垣普請などでも忠興を補佐して、普請の采配を取つてゐるのだが、同じ細川家中でも太守の忠興は忠興の、そして跡取りの忠利は忠利の家臣団を持つてゐるので、息子の忠利が、太守である忠興の家臣を忠興の許可なく成敗するということは御家騒動にも発展し兼ねない大変な問題なのである。しかも、前述した親子の緊張関係が生じてゐる時に、忠興の普請の特使ともいるべき家臣を成敗してしまつたのだから、忠利も忠興に報告するのがどんなにか恐ろしかつたことだろう。しかも先にも述べたように、下国の途中で忠興は、「他の大名衆に無礼を働いた者は、成敗せずに籠に入れて、自分に報告するよう」と命じてゐた。家臣が無礼を働いた相手がほかの大名衆でなく息子の忠利だつたとしても、許可なく成敗してしまつて忠興は許してくるだろうか。実際にこの名古屋城普請で忠利は、忠興の囚人四人を預かつて籠に入れているのだが、その処置は忠興に伺いを入れてゐるので

ある（松一二一四、松一七一四）。

そうであるところに、この岡村の成敗事件では籠にも入れず直接成敗しているのだ。忠利は、重ねて自筆の書状でも三家老に取り成しを頼んでいる。また、成敗直後と思われるのが、忠利自筆の書状【史料一六】（図3）である。

【史料一六】

尚く様子ハ遣候間、書中ニ不得申候、何共めいわく申候、
以上、

態人をさし下候、岡村半右衛門尉儀、我々ニたひし三度迄かんにんのならざる申様仕候へとも、御奉行ニ御下被成、其上御前をは、かり候てかんにん申候處ニ、五月十二日ニ我々へたいし、口おしき申様かんにん（折り返し）不成候間、せいはい我く仕候、以来きこしめし候ハ、御聞わけも可被成候、ミなくも能しり候間、罷帰候て御尋可有、此よしもし御次も候ハ、可申上候、恐々謹言、

ひる七

内記

五月十二日

忠（花押）

松井殿

隼人殿

大かく殿

（松一七七七）

この書状は「五月十二日」の日付になつており、いかに忠利が慌てて動搖していたかを暗示している。「ひる七」（午後四時）、岡村を成敗した直後、その興奮さめやらぬ忠利の自筆の釈明状である。この書状の写真だが、所有者の細川家筆頭家老松井家の第十四代御当主で、現在熊本

県八代市立博物館未来の森ミュージアム館長の松井葵之氏に、「ぜひ名古屋の皆さまにご紹介したい」とお願いしたところ、「使っていただけて光榮です」とご快諾いただいた。松井館長には、この場をお借りして厚く御礼を申し上げたい。

さて、【史料一五】五月十四日付の七箇条の史料には、名古屋城普請の多くの情報が含まれている。山口、河戸、古井村の石場での様子、邪魔になる松を切つて車で石を出したり、幕府の御普請奉行や他の大名たちとの談合する様子、さらに、御法度に背けば小屋場で誅伐されていた

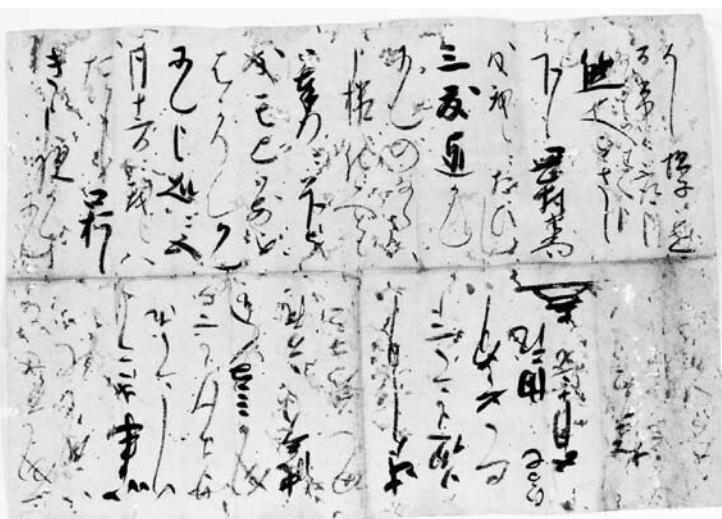


図3 細川忠利自筆書状 一般財団法人松井文庫蔵

ことなど、とてもリアルに普請の現場を感じることができる。五月十三

日に根石のことで忠利の所へ行き成敗された岡村だったが、少なくともこの時点で根石は置かれていた可能性がある。

恐らくは忠興の権力を笠に着て振舞つたであろう岡村半右衛門が、どのように、どんな無礼を若殿様の忠利に働いたのか。それは、忠利の怒りが抑えきれないほどのものだったのだ。その後、忠興の機嫌はずつと悪い今まで、七夕のご祝儀も受け取つてもらえず、忠利は困り果てたのだった。

【史料一七】

一、御普請替事も無之候、奉行衆駿河へ被参候へハ、必少づ、御好替申候、又、四五日中ニ駿河へ被参候由ニ候間、又替儀も可有之候、根石ハ可為当月中候、

（五月十四日 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・沢村大学宛て、松一六七二）

この五月十四日付の書状【史料一七】では根石は五月中だろうと述べ、「幕府の御普請衆が駿河へ参られれば必ず少しづつ大御所様の御好みが変わる。また、四、五日中に駿河に参られるので、また変わることがあるかも知れない」と伝えている。普請の状況は家康の意向で度々変更されたのである。

三 諸大名の協力関係と経験の継承

さて、名古屋城御普請の方だが、六月十七日の時点では名古屋城の御本丸の分は、細川家中もほかの何れの家中も、石垣天部のならしの段階になつた。次の忠利書状が注目される。

【史料一八】

当城御本丸、御家中も何もの衆もならし候へとも、事々敷昼夜なく懸申候故、角にもかまひなく境目をあけ、面々築上申候故、ならしがハにて、五寸・六寸くひちかひ申候故、あのうハ不苦候と申候へとも、御大工太和（中井正清）弟子、かねをあて聞不申候、前々より如此候儀無之事と申候、左様ニ候而、いつれも石垣なをし申候衆、

太夫殿（福島正則）・阿波守（蜂須賀至鎮）・山土州（山内忠義）、生駒左近（正俊）・鍋島信濃（勝茂）・毛利長門（秀就）、此衆御家中少つ、くづし候て、なをし申候、田中（忠政）と筑前（黒田長政）ハ、いまたをくれ申候故、それが仕合ニ成候而、上にて被合ならし可申と聞へ申候、兩人ハいまたならし出来不申候、三左衛門尉殿（池田輝政）御手前も御なをし申候様ニト」申候、いまた御

なをしなく候、是も御くつし候ハんと聞申候、少も直し不申はやく出来申候ハ寺志摩（寺沢広高）・浅紀州（浅野幸長）計にて候、多か少かなをさぬものハ無之候、御家中もおほくなをし候衆のなミにて候、委細此者可申候、

（六月十七日 忠利差出し松井・大学宛て、松一一八八）

昼夜なく普請を急いで、境目をあけ、それぞれの家中が石垣を築き上げたため、天部の高さが五寸、六寸（一五、一八cm）違つてしまふという事態になってしまった。忠利は家老衆にこう伝えている。

「穴生衆（石垣を築く専門集団）はそれでも構わぬといふけれども、御大工大和（幕府の大工棟梁中井正清）の弟子は曲尺（L字型のものさし）を当てて駄目だといって聞かず、『かつてこんなことはない』といふので、福島・蜂須賀・山内・生駒・鍋島・毛利の家中は、少しづつ崩して石垣

を直した。田中忠政と黒田長政の所は普請が遅れていたのでそれが却つて幸いした。池田輝政の所も直さなければならないが、まだ直していない。池田も崩して直すと聞いている。早く出来たのは、寺沢広高と浅野幸長ばかりで、大なり小なり直さなくてよい者はいない。細川家中も多幸長ばかりで、大なり小なり直さなくてよい者はいない。細川家中も多く直す方の部類だ」。

幕府の御普請法度書にしたがつて、各家中が境目を残し置いて、それに石垣を築いたためのロスだった。それぞれの家中が築いた石垣を崩して天部がそろうように直してならしたが、それには当然、大名どうしの協力が必要不可欠だった。この書状の中で、本丸普請に、前年丹波篠山城普請を手掛けて急遽後から加わった福島・池田・浅野・蜂須賀・山内・生駒・毛利の名前があることに注目したい。また、「事々敷昼夜なく懸申候故」とあるが、夜通しかけて普請を行なうのは、築城を急ぐ慶長期に限られたことである。元和九年（一六二三）の大坂普請では「朝ハ夜明ニ出、晩者あかき内ニあぐへく候」（松五三〇）とし、寛永十三年（一六三六）江戸城普請に際しての幕府の捷書の中では「夜普請停止之事」、「御普請ニ出候時分朝ハ六ツ、晩ハ上り候時分七ツ半」と夜普請を禁じて、午前六時から午後四時半までと普請時間を規定している（永青文庫 神雜一・一〇〇・一）。

次に示す六月二十七日の書状【史料一九】で忠利は、大御所様から諸大名に普請のご褒美が出されることと、御普請上がりに諸大名が江戸の將軍に挨拶に行くことについて書いている。

【史料一九】

大御所様より普請くろう仕由、被仰出、御内書共ニ御帷四ツ、御たうふく一ツ、万病円一つ、ミ、江川の御たる二ツ、拝領仕、御使阿部

左馬介殿御出候、則、御うけ申上候、御たる之儀ハ、三左衛門尉殿（池田輝政）・昨州（森忠政）・紀州（浅野幸長）・大夫殿（福島正則）・黒田殿（長政）、我々迄ニ被下候よし候て、上州（本多正純）より奉行衆へそへ状のうつし奉行衆にもち候て、御出候、則、うつし進之候、忝義ともニ候、するかへ可然様ニ被仰上候様ニ御披露あるへく

候、御たる二つのうち一つハ、御家中物かしら衆へふるまひ可申ため残申候、一つハ忠興様へ上申候、可然様ニ可被申上候、又、將軍様より御使として、嶋田兵四郎殿御越候て、御内書被下、御帷五十之内、御一へ物廿拝領仕、此段、可被申上候、何も、御普しんあかりニ江戸へ可罷下よし、江戸衆へ申入られ候と、聞申候、其内、中国・四国衆ハ、はや被下候間、これも越年ニくれニ可罷下よし、被申候と聞申候、黒田などハ有無ニすくニ可罷下よしと、聞申候、我々事ハ、先書ニ如申、御内書を被下、罷下事無用と被仰出候間、くるしかるましきかと存事ニ候、従 忠興様何と可被仰出や、此方相替事なく、御ふしん仕候、

（六月二十七日 忠利差出し松井・大学・隼人宛て、松二一一九）

永青文庫には、普請中の労をねぎらう五月十九日付の將軍秀忠からの細川内記（忠利）宛ての御内書（永青文庫 神番外二・六）、六月二十日付の家康から忠利宛ての御内書（永青文庫 一〇八・三箱一八・二）の原本が存在しているが、家康からの御内書には「本丸早々出来喜思召候」とある。また、この忠利の書状【史料一九】に「中国・四国衆が普請上がりに江戸に行く、黒田などは有無を言わせずすぐに江戸に行く」とあることから、本丸・二の丸ともに石垣普請は六月二十七日までには一通り終わったのではないかと思われる。ところが、四ヶ月近くも後の十月

十一日付忠利の書状【史料二〇】には次のようにある。

【史料二〇】

御普請奉行牧助右衛門殿より申来候、駿河之御城者、九日之晚ニ火事参、不残焼申候由候、尚々御普請も四、五日中ニこと／＼相済、普請之者とも差上せ可被申候、我々も十四五日之時分、必爰元を立上申候、

（十月十一日 晩酉之下刻 忠利差出し松井佐渡・加々山隼人・
沢村大学宛て、松二六一二二）

この史料は「御普請奉行の牧助右衛門が十月九日に駿府城が火事にあつて残らず焼けたと知らせてきたこと」を十一日の夜七時に国元の忠興に速報する書状なのだが、忠利は「御普請も四、五日中に悉く済み、普請の者を返されるであろうこと」「自分も十月十四、五日には必ず名古屋を出立すること」を伝えている。ほかの時代の公儀普請の史料を通覧すると、丁場ごとに石・栗石の片づけが済んで石垣普請の終わつた組から、必要な人数だけ残して国元へ帰つている。無駄な経費を掛けないとすることは言うまでもない。二六年後の寛永十三年の江戸城石垣普請の時になるが、石垣普請後の行程を示す史料を参考までに挙げておこう。普請が終わつて最後に残つた普請衆の人数と任務の報告書である。

【史料二一】

覚

一、今まで残り申候御役人千三百人御座候、

内

一、千人ハ 明後七日ニ御上せ被成可然奉存候、今日明日之間、石くり石かたつけ共相済申候、道中御奉行二つけ候て上

せ申、御物頭御馬廻衆、別紙ニ書付上ヶ申候、

一、三百人ハ いつれもの衆御上せ被成、小屋払仕、其跡をならし、
ひきく御座候所などをむめ仕廻可申候、か様之儀仕廻申候ハ、六七日も逗留可參候、いつれも御上せ不被成候へば、小屋払可仕様無御座候、此三百人之儀ハ（谷）忠兵衛・（松山）権兵衛・御馬廻衆五人残シ置、召つれ可罷上候、此地ニ残り居申候御侍衆書付上ヶ申候、

（寛永十三年四月五日 松山権兵衛・谷忠兵衛・長岡佐渡守差出し奥田權左衛門宛て、熊松五五〇七）

最後に残つた一三〇〇人の内一〇〇〇人が石・栗石などの片づけをして帰国し、残る三〇〇人で小屋払いをする。小屋が建つていた所をならして、低くなつた所は土で埋めて道を整地する。それに六、七日はかかる。また、最後には幕府の普請奉行から普請上がりの切手が発行された（元和六年大坂普請、松五二五）。元和六年の大坂普請では十月二十八日に幕府普請奉行衆からの上り切手が出て、帰国の普請衆が出船するのが十一月八日、その後も跡処理のため残る衆が四〇〇人いた（松五二五）。名古屋城普請でも当然、幕府の奉行衆の許可を得て普請衆は国に引き上げたであろう。小屋払いも掃除もすべて終えた後、御暇を得て忠利が国元に帰つたのが【史料二〇】の十月十四、五日だと思われる。

さて、公儀普請というのは他の家中と一緒にやつていくものであるから、大名間の談合が大変重要だった。六月十七日付の書状【史料二二】の中で、忠利は次のように国元の家老たちに報告している。

【史料二二】

【史料二三】

一、羽三左衛門殿（池田輝政）、忠興様之事、思之外御肝煎候て、御普請之儀も談合二切々人を給候、左様之御筋目も有之哉と存候処、鶴兵庫殿（鶴殿氏長）お如此我々かたへ書状參候間、則、皆々 共迄ミセ申候、我々も三左御小屋へ参、此中之御心付忝候、忠興 様へも可申進由申候、又、我々かたへ御出候ハんとの事ニ候事、

一、御普請奉行衆、牧助右（長勝）ハ不及申、万御肝煎候、佐久間 河内殿（政実）、事々敷内証とも御馳走にて候、其段面にて候ハ

ねハ、具ニ不得申候事、

一、太夫殿（木下延俊）事、前々不相替、我々かたへも折々御出候、我々も折々参候、乍去、毛利伊勢守（高政）と我々よく候とて、 かげにて御つり候由ニ候、されとも、其段我々へも御申なく候、いかに太夫殿左様ニ御申候とて、勢州事、別而、忠興様御懇ニ 候間、太夫殿如何ニ御不足候とも、かまひ申間敷候、勢州と日々 喻、万御如在なき御存分ニ候事、御尋之折節ハ、此段御心得可有 之候事、

一、金雲州（金森可重）と御間むつ／＼とも無之由ニ承候へとも、 されともいまた御中たがひとハ聞不申候内ニ、津小平一（津田秀 政）御肝煎候而、互之御如在無之と、雲州御物語候て、我々所へ も細々御出候、我々ハいまた不参候、やかて雲州へも可參と存候、 忠興様へも以書状御申候事、

（六月十七日 忠利差出し松井佐渡・沢村大学宛て、松 一二四四七）

「池田輝政殿は忠興様と自分のことを思いのほか心配して取り成して

くれていて、普請のことも談合のため度々人をよこされ、自分も池田の 小屋へお礼に行き、またあちらからも尋ねてくださることだ。幕府 の普請奉行の牧助右衛門は申すまでもなく、佐久間河内殿も内緒で振 舞つてくださる。木下延俊殿は前々と相変わらず自分の所にも折々参ら れる。自分も折々訪ねていてる。忠興様と特に仲のいい毛利高政殿とも日々 話している。忠興様とそれほど仲がいいとは聞いていない金森可重殿（飛 騒高山）は、津田秀政殿（旗本）の肝煎で自分の所へ度々御出くださっ ているので、自分もそのうち尋ねようと思つていてる」。

慶長十一年の江戸城普請、慶長十三年の駿府城普請、そしてこの名古屋 城普請の掟書でも御普請中の振舞いは堅く禁じられていた。その中での、 幕府の普請奉行の忠利への「事々敷」（たいそうな）内緒の振舞いだつた。 また、次の【史料二三】も興味深い。

【史料二三】

三左衛門尉殿なこやにてハ、忠興様へ石過分ニ被進、又、三左御上 候跡ニも、右京ニ御申付候て、石など御用ニ御立ありたきよしにて 候キ、其段可被申上候、

（十一月十八日 忠利差出し松井・大学宛て、松一六〇〇）

忠興と特に仲のいい池田輝政が、石をたくさん提供してくれた上、自 分が普請場を離れた後も右京に命じて石などの提供を申し出くれたこ とを、忠興に報告するよう家老衆に伝えている。

忠利はこのように、父忠興の交友関係を引き継ぐ形で他の大名家や幕 府の奉行たちとの交流を図つて、日々談合して公儀普請を乗り切つて いたのだった。

こうして、細川家の名古屋城石垣普請は無事に終わった。しかし、残つ

たのは借銀である。

【史料二四】

しやく銀之儀ニ付而、使者をさしのほせ候間申候、なこや以来、かり申候かねとも返し申候故、此方にハ少も無之候、其上、未十くわんめ、上様御だいくわん衆ばかり申候へ共、当年なし申候事不成候て、上方にてかりかへ申候、それもと、のをり可申を不存候間、我々かたろしる人もこれなく候間、兩人しる人之處へも状を御やり候て、きも入申候様ニ候て可給候、これらもさいかく申付可申候、

（十一月四日 忠利差出し松井・大学宛て、松二六二二）

【史料二四】に見るようく、名古屋城普請で忠利は幕府の御代官衆から借銀をして、それを全額返すために手元のお金では足りず上方で又借銀をしようとするのだが、国元の家老衆に「自分には上方に知り合いもないので、どうかその方たちの知り合いにも手引きを頼んでほしい。その者にこれからも借銀の肝煎を頼みたい」と書き送っているのである。

忠興に、金の催促の、しかも忠興には決して見せるなど書いてしまつた書状を見られ、そして忠興の取り立てた臣を許可なく成敗し、さらには、忠興に將軍秀忠にお目見えするようにと命じられていたにもかかわらず、忠利は、謁見は必要ないとの御内書をもらつたからといって、普請上がりのお目見えもしなかつたのだ【史料一四】【史料一九】。

こうして数々の失態を重ね、忠興の御前をそこなつてしまつた忠利だつたが、父を恐れて年末になつても自分の居城の中津まで帰ることができず、国東竹田津の対岸にある豊前姫島に逗留し、そこから小倉の家老衆と、祖母光寿院に、忠興への取り成しを頼む書状を書き送つた。【史料二五】【史料二六】である。

【史料二五】

我々事、今度ハ御きけんをそこない申、それのみならず、前々方も不届事重可申候間、先、ひめ嶋迄参申候、他国ニ申候ても、下々不届事仕候へハ、我々事ハともかくもにて候へども、御外聞迄うしない申様ニ候へハ、いか、に候間、ひめ嶋迄参申候、いつ迄も、此所ニ御きげんくつろぎ申候迄ハ可有之候、まして御前をそこない候て中津へ可参事にて無之候、御次而の折々、能様ニ候て可給候、尚／＼：か様之御前を仕なし候事、外聞ハ不及申、ミナ／＼へもめんぼくも無之候、

（十一月一〇日 忠利差出し松井佐渡守・加々山隼人・沢村大学宛て、松二四一〇）

【史料二六】

一、我等事、は、様御下屋敷迄可参之由、それも中津へ帰候而可然候由、我等も小倉へ參度存事候、され共、今度之仕合、何共迷惑申候間、それへ罷越候とも兩人より伏見へ給候書状之とく御前へ罷出候事も成間敷、其上、兩人披露も成間敷之由ニ候き、左様ニ可有之候、御前ハ御機嫌悪候て中津へ參甘申事も何とも迷惑なる儀ニ候間、先、此嶋ニいつ迄も居可申候事、

一、其上、何とも被仰出たる儀も不承候へとも、今度之仕合、我等心ニか様ニ迷惑仕事無之候間、それへ罷越、則、被召出候様ニと、は、様へ御頼申上候事も、間も無之事候間、為我等者成間敷候、まして兩人も不成事候間、先、いつ迄も、此嶋ニ居可申候、は、様御一分にて、何とそ被仰、御前も甘、一度御目見も仕候へハ、中津へ罷越候而も忝儀共候、又、此ふミの外我等それへ罷越候と

ても、は、様へも各へも可申事も無之候、尚々は、様へも此だん申上候、よきやうニ可被申上候、

（十一月十五日 忠利差出し松井佐渡守・沢村大学宛て、松二六〇八）

これらの書状の中で忠利は、自分が仕出かしたことは外聞が悪いだけではなく、家老衆はじめ家臣皆々にも合わせる顔がないと「いつまでもこの島にいたい」と繰り返し述べているのである。

さて、忠利が心配した名古屋普請の借銀はどうなつただろうか。【史料二七】をみよう。

【史料二七】

一、借状之うら判、書判ニ忠興様も被成候間、右之旨可然由、則、書判ニなをし申候、此前ハ借状も万事之用も、此印判にて済申候故、右之分ニ候キ、

一、大学へ申候、彼借銀之儀之使者、忠興様御舟之便船ハ、御法度之由、不知候而申候、其外之能便候ハ、上せ度候、無左候ハ、、うん賃舟可有之候間、此方カ可申付候事、

（慶長十六年二月八日 忠利差出し松井佐渡守・沢村大学宛て、松二六一三）

翌慶長十六年、忠利は忠興の袖判によつて銀を借り入れることができた。が、その上方への使者に忠興の便船を使うことは許されず、忠利は家老衆に他の都合のいい便船で使者を上らせるように命じたが、それがない時は運賃船を自分が用意すると伝えている。父の怒りが解けないうちは忠利の出費はさらに嵩むばかりであった。

『綿考輯錄』には、その後「重々御孝心をつくされ、松井・沢村及び

正源院等に就て、段々被仰入、御機嫌直り候由」（第四卷・出水叢書二三頁）と、忠利が重々孝行を尽くし、家老衆があれやこれやと取り成して忠興の機嫌も直つたと書いている。

まとめ

松井家文書、永青文庫の史料を使って、細川父子の名古屋城石垣普請をみてきた。最後にこの報告のまとめをしたい。

第一に、名古屋城石垣普請では、大名自身が石垣の石の質、数の見積もり、切り方などの細かい点までチェックしていた。

第二に、幕府の奉行と大名たちは、日々談合して協力しながら普請をしていて。それにより、大名たちの技術・経験が共有されて、石垣普請の技量が平均化され、次世代に継承されていったのである。

近世初期第二世代の大名ともいえる細川忠利は、弱冠二四歳の若さで、名古屋城御普請の苦労を一身に背負うことになった。当初の予定の三倍にも嵩む普請の費用とそれに伴う借銀、石数の算用と調達、父忠興が全権を委任した普請奉行岡村半右衛門の忠利への非礼と、その結果の成敗。他の家中との交際と談合。様々な経験を通して忠利は辛くも毎年のように負担された公儀御普請のノウハウを、父忠興や、忠興と同世代の大名たちから学ぶことになったのであった。

以上が、細川忠興・忠利父子にみる近世初期の大名の石垣普請の技術と経験の伝授の実態である。それは、諸大名の石垣普請の技術と経験を平準化し次世代に伝えていくという公儀普請の機能の一端であり、慶長期、名古屋城普請の現場から展開されていったのである。